

2020年 2月 5日

入札公告

次のとおり総合評価型一般競争入札に付します。

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会 神奈川県病院
院長 長島 敦

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会 東神奈川リハビリテーション病院
院長 江端 広樹

1. 調達内容

本調達は社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 神奈川県済生会 神奈川県病院（以下「神奈川県病院」という。）と社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 神奈川県済生会 東神奈川リハビリテーション病院（以下「東神奈川リハビリテーション病院」という。）の清掃業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、総合評価型一般競争入札（価格と企画提案とを総合的に評価）（以下「本入札」という。）を行うものである。

2. 業務の概要

- （1）業務の名称： 神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院 清掃業務委託
- （2）業務の場所および対象となる施設：
神奈川県病院 ……横浜市神奈川区富家町6番地6
東神奈川リハビリテーション病院……横浜市神奈川区西神奈川1丁目13番地10
- （3）業務の内容： 病院の清掃業務
- （4）委託期間： 2020年4月1日～2023年3月31日（3年間）
ただし、年度ごとに業務内容の評価を行い、神奈川県病院・東神奈川リハビリテーション病院が要求する質が担保されない場合は契約期間内であっても契約を解除する場合がある。

3. 施設概要

	神奈川県病院	東神奈川リハビリテーション病院
病床数	199床	99床
敷地面積	約7,105㎡	約6,130㎡
延床面積	約19,350㎡ 東館（病棟、リハビリ訓練室、外来等）：約9,620㎡ 築33年 西館（病棟、外来、管理部門等）：約9,730㎡ 築4年	約10,065㎡ 本館（病棟、リハビリ訓練室、外来、管理部門等）：約8,650㎡ 築32年 別館（リハビリ訓練室、保育室、管

		理部門、渡り廊下、休憩室等) : 約1,282㎡ 築45年
階数	東館：地階1階、地上8階 西館：地階1階、地上7階	本館：地階1階、地上5階 別館：地上5階

4. 参加資格要件

- (1) 競争に参加することができない者
次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - ① 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約に関する調査にあたり、虚偽の申し出をした者
 - ⑦ 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 財団法人医療関連サービス振興会編 医療関連サービスマーク認定事業者名簿（業務種目：院内清掃業務）に登録のある者
- (3) 環境マネジメントシステムISO14001の認証を得ている者
- (4) 医療関連サービスマーク認定事業者で、病院清掃受託責任者講習会を修了した者を作業責任者として配置できる者
- (5) 病床数が200床以上の病院内の清掃業務について、平成27年度以降に2年以上継続して業務委託を契約履行した実績を3件以上現段階で有する者（同種業務）
- (6) 横浜市資格者名簿の登録種目 301建物管理 C病院清掃に等級Aで登録されていること
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きをしていないこと
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定義する者）が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している団体でないこと（暴力団の構成員でなくなった日から、5年を経過しない者の統制の下にない団体等）

5. 入札手続等

- (1) 募集要項の配布場所及び問合せ先
横浜市神奈川区富家町6番地6
社会福祉法人^{恩賜}済生会支部神奈川県済生会神奈川県病院 西館5階 管財課
電話：045-432-1111（代表）
- (2) 募集要項の配布期間
2020年2月10日（月）～ 2月17日（月）9：00～16：00 ※但し12：00～13：00は除く
※募集要項配布にあたり、入札参加希望者は来訪日時について上記5.（1）へ事前に連絡すること。

(3) 配布物

CD-R 1枚 … (内容)

- ① 募集要項および各様式
- ② 清掃業務委託仕様書
- ③ 清掃業務基準表
- ④ 病院平面図

(4) 募集要項配布にあたり、入札参加希望者は、来訪時に別紙「一般競争入札参加資格確認申請書、秘密保持に関する誓約書（ともに本公告に添付）」および上記4.(2)(3)(5)(6)について証明できる紙面を上記5.(1)に提出すること。

ただし、参加資格を認めた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格の確認ができない場合は不落とするので注意すること。

6. 業務受託者の選定の流れ

業務受託者の選定は、予定価格内である上位2社に対して、価格と企画提案との総合的評価で選定する。

下表①の日程で入札を行い、予定価格内の上位2社を決定する。後日、その2社に対して下表②の日程で企画提案とそのヒアリング評価を行い、1社を決定し優先交渉権者とする。

(1) 本入札の日時、場所並びに提出方法

	日時	場所	必要物	提出方法
①	2020年2月25日(火) 14:00より開始	神奈川県病院 西館5階会議室2	入札書	当日持参のこと
②	2020年2月27日(木) 14:00より開始	神奈川県病院 西館地下1階講堂1	企画提案書	当日持参のこと

(2) ②受託者の企画提案とそのヒアリング評価の内容

項目	内訳
研修体制	技術力向上のための研修制度等の設置 ・研修実施状況 ・研修実施計画
履行体制	適正な履行を確保するための仕様に対応した作業 計画表等の確認
品質保証への取組	苦情処理体制等
	自主検査体制

<問合せ先>

土・日・祝日を除く午前9時～午後4時

神奈川県病院 管財課 川口 電話：045-432-1111 (内線2321/PHS5311)

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会 神奈川県病院
院長 長島 敦 様

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会 東神奈川県リハビリテーション病院
院長 江端 広樹 様

住所（所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）

印

入札担当者情報

部署名	
氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	

入札に関する連絡は、こちらに記載いただいた E メールアドレスに送信されます。

下記の入札案件参加のため、競争入札参加を申請します。

入札案件	神奈川県済生会神奈川県病院、神奈川県済生会東神奈川県リハビリテーション病院の 清掃業務委託
------	--

秘密保持に関する誓約書

年 月 日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会 神奈川県病院
院長 長島 敦 様

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会 東神奈川リハビリテーション病院
院長 江端 広樹 様

住所（所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）

電話番号：（ ） -

印

_____（以下「当社」という。）は、社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部神奈川県済生会
神奈川県病院、神奈川県済生会東神奈川リハビリテーション病院における清掃業務委託に係る入札の検討
（以下「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」）
の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第 1 条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他の開示の方法を問わず開示される一
切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の対策を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監査する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書面、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第 9 条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 10 条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上